

9/1(木)の発表



報道発表資料の配付日時 9月1日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について(生活介護)										
概要	<p>次の指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者総合支援法に基づく行政処分(指定取消処分)を行いました。</p> <p>○ 対象事業所等</p> <table border="1" data-bbox="395 734 1366 891"> <thead> <tr> <th>開設者</th> <th>事業所名</th> <th>事業の種類</th> <th>指定年月日</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社 クローバー</td> <td>生活介護 ライフ</td> <td>生活介護</td> <td>平成29年(2017年) 3月27日</td> <td>河東郡 音更町</td> </tr> </tbody> </table> <p>○処分(通知)年月日 令和4年(2022年)9月1日</p> <p>○指定取消年月日 令和4年(2022年)10月31日</p> <p>※ 処分の詳細は別紙のとおりです。</p>	開設者	事業所名	事業の種類	指定年月日	所在地	株式会社 クローバー	生活介護 ライフ	生活介護	平成29年(2017年) 3月27日	河東郡 音更町
開設者	事業所名	事業の種類	指定年月日	所在地							
株式会社 クローバー	生活介護 ライフ	生活介護	平成29年(2017年) 3月27日	河東郡 音更町							
参考											
報道(取材)に当たってのお願い	内容に関して御不明な点がございましたら、行政処分を行った十勝総合振興局保健環境部社会福祉課にお問い合わせ願います。										
他のクラブとの関係	<table border="1" data-bbox="395 1552 603 1675"> <tr> <td>同時配付</td> <td rowspan="3">北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において、同時に資料を配付します。</td> </tr> <tr> <td>同時レク</td> </tr> <tr> <td>記者レク</td> </tr> </table>	同時配付	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において、同時に資料を配付します。	同時レク	記者レク						
同時配付	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において、同時に資料を配付します。										
同時レク											
記者レク											
その他											
担当(連絡先)	<p>十勝総合振興局保健環境部社会福祉課(担当者:主幹 宮部 恭子) TEL 0155-27-8515(内線 3801)</p> <p>保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(担当者:課長補佐 松村 美幸) TEL 011-231-4111(内線 25-707) ダイヤルイン 011-204-5075</p>										

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和4年(2022年)9月1日
 北海道十勝総合振興局保健環境部社会福祉課
 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1 趣旨

株式会社クローバーが開設している指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者の概要

(1) 開設者

株式会社クローバー 代表取締役 中鍵 新也（河東郡音更町新通12丁目7-2）

(2) 対象事業所

事業所名	事業の種類	指定年月日	所在地
生活介護ライフ	生活介護	平成29年(2017年)3月27日	河東郡音更町新通北1丁目9-5

○ サービス内容(参考)

生活介護 ～ 障害者支援施設等において、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うもの。

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す

4 指定取消年月日

令和4年(2022年)10月31日

事業の種類	根拠法令
生活介護	障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号、第5号及び8号

5 処分の原因となる事実

(1) 不正な手段による指定

勤務させる予定のない管理者兼サービス管理責任者を配置しているとして虚偽の書類を作成し、指定を受けた。

(2) 人員基準違反

平成29年4月から平成30年5月までの間、人員基準上配置すべきサービス管理責任者が配置されていなかった。

(3) 運営基準違反

平成29年4月から平成30年4月までの間、配置していないサービス管理責任者の名義を使用し個別支援計画を虚偽作成していた。

(4) 不正請求

- 平成29年4月から平成30年9月において、個別支援計画を虚偽作成し、不正に介護給付費等約34,205千円を得た。
- 平成29年4月から平成30年5月において、勤務表を虚偽作成し、不正に介護給付費等約229千円を得た。

6 不正請求の額等

不正請求の額	約34,434千円
不正請求額等の徴収	関係市区町村が事業者から給付費の返還金を徴収し、2分の1を国に、4分の1を道にそれぞれ返還する。（障害者総合支援法第8条第1項）
関係市区町村	帯広市、音更町、上士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、幕別町、浦幌町、滝川市、北見市、網走市、小清水町、釧路市、別海町、中標津町、横浜市南区

7 利用者について

現在の利用者が継続してサービスを利用できるよう、道としても、事業所及び関係市区町村と連携し、利用調整を行う。